# 大栄税理士学院

# 第61回税理士試験 消費税法

Z-61-F [第一問] 模 範 解 答

問 1 (30点)

①について

イ 国 内

消費税法の施行地をいう。

} 1

- ロ 資産の譲渡等
  - (1) 意 義

資産の譲渡等とは、事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供 (代物弁済による資産の譲渡その他対価を得て行われる資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の 提供に類する行為として一定のものを含む。)をいう。

2

(2) 資産の譲渡等とみなされる行為

次に掲げる行為は、事業として対価を得て行われたし資産の譲渡とみなす。

- ① 個人事業者が棚卸資産又は棚卸資産以外の資産で事業の用に供していたものを家事のため に消費し、又は使用した場合におけるその消費又は使用
- ② 法人が資産をその役員(法人税法に規定する役員をいう。)に対して贈与した場合におけるその贈与

# 大栄税理士学院

#### ②について

## 1 課税の対象

(1) 課税の対象

国内において事業者が行った資産の譲渡等には、消費税を課する。

(2) 国内取引の判定

資産の譲渡等が国内において行われたかどうかの判定は、次の場所が国内にあるかどうかに より行うものとする。

① 資産の譲渡又は貸付け

その譲渡又は貸付けが行われる時においてその資産が所在していた場所(船舶等の一定の 資産については、一定の場所)

② 役務の提供

その役務の提供が行われた場所(国際運輸、国際通信等の一定の役務の提供については、 一定の場所)

(3) 資産の譲渡等

資産の譲渡等とは、事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供 をいう。

## 2 輸出免税

(1) 概要

事業者(免税事業者を除く。)が国内において行う課税資産の譲渡等のうち、次のものについては、消費税を免除する。

- ① 本邦からの輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け
- ② 外国貨物の荷役、運送、保管、検数、鑑定等の外国貨物に係る役務の提供
- ③ その他一定の取引
- (2) 適用要件

(1)の規定は、その課税資産の譲渡等が(1)の資産の譲渡等に該当するものであることにつき、 一定の証明がされたものでない場合には、適用しない。

#### ③ 消費税法の適用関係

- (1) B社に対する発注
  - ① A社…国内における課税仕入れに該当し、仕入税額控除の適用対象取引となる。
  - ② B社… 1 より消費税の課税対象取引となり、 2 より輸出免税の適用は受けない。
- (2) X社向けの輸出販売

□より消費税の課税対象取引となり、②より一定の輸出証明を要件に輸出免税の適用を受ける。

- (3) C社への運送依頼
  - ① A社…国内における課税仕入れに該当し、仕入税額控除の適用対象取引となる。
  - ② C社… 1より消費税の課税対象取引となり、 2より輸出免税の適用は受けない。
- (4) D社への貨物の運送及び積み込み作業の依頼
  - ① A社…国内における課税仕入れに該当せず、仕入税額控除の適用対象取引とならない。
  - ② D社… ① より消費税の課税対象取引となり、② より一定の輸出証明を要件に輸出免税の 適用を受ける。

3

4

2

2

2

#### ③について

1 仕入れに係る消費税額の控除

事業者(免税事業者を除く。)が、国内において行う課税仕入れについては、その課税仕入れを行った日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から、その課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額(その課税仕入れに係る支払対価の額に $\frac{4}{105}$ を乗じて算出した金額をいう。)の合計額を控除する。

[2] 消費税額の調整 (法60④、令75③)

(1) 概 要

別表第三に掲げる法人(免税事業者を除く。)が課税仕入れを行う場合において、その課税 仕入れの日の属する課税期間において資産の譲渡等の対価以外の収入(借入金、出資金、預り 金その他一定のものを除く。以下「特定収入」という。)があり、かつ、その課税期間におけ る資産の譲渡等の対価の額の合計額にその特定収入の合計額を加算した金額のうちにその特定 収入の合計額の占める割合が5%を超えるときは、簡易課税制度の適用を受ける場合を除き、 その課税期間の課税標準額に対する消費税額から控除することができる課税仕入れ等の税額の 合計額は、この調整がないものとした場合における課税仕入れ等の税額(以下「調整前の課税 仕入れ等の税額」という。)の合計額から(2)の特定収入に係る課税仕入れ等の税額を控除した 残額に相当する金額とする。この場合において、その金額は、その課税期間における仕入れに 係る消費税額とみなす。

- (2) 特定収入に係る課税仕入れ等の税額
  - (1)の特定収入に係る課税仕入れ等の税額は、次に定める金額とする。
  - ① 課税売上割合が95%以上
    - (イ)と(ロ)の金額との合計額
    - (4) 課税仕入れ等に係る特定収入の合計額 $\times \frac{4}{105}$
    - (p) (調整前の課税仕入れ等の税額の合計額-(4)) ×調整割合
- 3 Y社の適用関係

本堂の屋根の葺き替え工事に係る支出4,200万円は、国内における課税仕入れに該当し、 1 の 仕入れに係る消費税額の控除の規定が適用される。

また、Y社は信者からの寄附金収入(特定収入)があり、かつ、特定収入割合が5%を超えることから2の消費税額の調整の規定を受ける。

3

5

# 大栄税理士学院

## 問2 (20点)

- 1 納税義務
  - ① 甲…調整対象固定資産の仕入れ等があった場合の課税事業者選択不適用届出書の提出制限 課税事業者選択届出書を提出した事業者は、課税事業者選択届出書を提出した課税期間の翌 課税期間の初日から同日以後2年を経過する日までの間に開始した各課税期間(簡易課税制度 の規定の適用を受ける課税期間を除く。)中に国内において調整対象固定資産の課税仕入れを 行った場合には、課税事業者選択不適用届出書の提出制限にかかわらず、事業を廃止した場合 を除き、その調整対象固定資産の課税仕入れの日の属する課税期間の初日から3年を経過する 日の属する課税期間の初日以後でなければ、課税事業者選択不適用届出書を提出することがで きない。この場合において、その調整対象固定資産の課税仕入れの日の属する課税期間の初日 からその調整対象固定資産の仕入れ等の日までの間に課税事業者選択不適用届出書をその納税 地を所轄する税務署長に提出しているときは、その届出書の提出は、なかったものとみなす。
  - ② 新設法人…新設法人の調整対象固定資産の仕入れ等があった場合の納税義務の免除の特例 新設法人が、その基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間(簡易課税制度の規定の適 用を受ける課税期間を除く。)中に国内において調整対象固定資産の課税仕入れを行った場合 には、その新設法人のその調整対象固定資産の課税仕入れの日の属する課税期間からその課税 期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間(注)における課税資産の 譲渡等については、小規模事業者に係る納税義務の免除の規定は、適用しない。
    - (注) その基準期間における課税売上高が1,000万円を超える課税期間及び課税事業者選択届出 書の提出により、又は新設合併法人、分割等により設立された法人に対する納税義務の免 除の特例若しくは(1)の規定により納税義務が免除されないこととなる課税期間を除く。
- [2] 簡易課税制度選択届出書の提出制限

簡易課税制度の適用を受けようとする事業者は、次に掲げる場合に該当するときは、それぞれに定める期間は、簡易課税制度選択届出書を提出することができない。ただし、その事業者が事業を開始した日の属する課税期間その他の一定の課税期間から簡易課税制度の適用を受けようとする場合に簡易課税制度選択届出書を提出するときは、この限りでない。

① 事業者が調整対象固定資産の仕入れ等があった場合の課税事業者選択不適用届出書の提出制限の規定の適用を受ける者である場合

調整対象固定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日から同日以後3年を経過する日の 属する課税期間の初日の前日までの期間

② 事業者が調整対象固定資産の仕入れ等があった場合の納税義務の免除の特例を受ける新設法人である場合

調整対象固定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日から同日以後3年を経過する日の 属する課税期間の初日の前日までの期間 4

4

- ③ 調整対象固定資産に係る消費税額の調整
  - (1) 変動の調整

事業者(免税事業者を除く。)が国内において調整対象固定資産の課税仕入れを行い、かつ、その課税仕入れ等の税額につき比例配分法により仕入れに係る消費税額を計算した場合(その課税仕入れ等の税額の全額が控除された場合を含む。)において、その事業者が第3年度の課税期間の末日においてその調整対象固定資産を有しており、かつ、第3年度の課税期間における通算課税売上割合が仕入れ等の課税期間における課税売上割合に対して著しく増加したときは一定の調整税額をその第3年度の課税期間の仕入れに係る消費税額に加算し、又は著しく減少したときは一定の調整税額をその第3年度の課税期間の仕入れに係る消費税額から控除する。この場合において、その加算後又は控除後の金額をその課税期間における仕入れに係る消費税額とみなす。

4 2年以内に売却等により処分した場合

調整対象固定資産をその課税仕入れを行った日から2年以内に売却等により処分したとしても ①により課税事業者選択不適用届出書の提出制限の適用があり、①②により小規模事業者に 係る納税義務の免除の規定は適用されない。また、簡易課税制度も選択できない。

ただし、調整対象固定資産をその課税仕入れを行った日から 2 年以内に売却等により処分した場合は、 $\boxed{3}$  (1)の「第 3 年度の課税期間の末日においてその調整対象固定資産を有している」という要件を満たさないため、 $\boxed{3}$  (1)は適用されない。

4

# Z-61-F [第二問] 模 範 解 答

②×25 箇所=50 点

## I 納税義務の有無の判定

区 分	金額	計算過程
基準期間における	2 121, 121, 374円	[納税義務の有無の判定]
課税売上高		【前々事業年度】
		基準期間がない課税期間
		事業年度開始の日における資本金の額 8,000,000円
		8,000,000円 < 10,000,000円 ∴ 納税義務なし (判定②)
		【前事業年度】
		(1) 基準期間がない課税期間
		事業年度開始の日における資本金の額 8,000,000 円
		8,000,000 円 < 10,000,000 円 納税義務なし
		(2) $(66, 780, 963 - 55, 440, 963) \times \frac{100}{105} = 10, 800, 000 \ \Box$
		10,800,000 円 > 10,000,000 円
		: 平成 22 年 8 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの期間について
		納税義務あり (判定2)
		【当課税期間】
		(1) $(26,733,465-25,000,065) \times \frac{12}{3} = 6,933,600 \ \Box$
		6,933,600 円 ≦ 10,000,000 円
		$(2)  (188, 334, 444 - 55, 941, 234) \ + \ (45, 949, 675 - 18, 480, 000) \ = 159, 862, 885 \ \square$
		159, 862, 885 $\times \frac{100}{105} \times \frac{12}{12+4} = 114, 187, 774 \ \Box$
		$(3)$ 6, 933, 600 + 114, 187, 774 = 121, 121, 374 $\bowtie$
		121, 121, 374 円 > 10, 000, 000 円

## Ⅱ 課税標準額に対する消費税額の計算

Ш	詸柷	標準	観し	对 9	る消費祝額	の計算		
	区		分		金	額		計算過程
課	税	標	準	額	581	, 912, 000 円	〔課税標準額の計算	算〕
							不動産販売収入	
							486, 787, 7	707+24,339,385+3,840,000+192,000= 515,159,092
							不動産賃貸収入	
							60,000,000+3,	$[0.000,000+\underline{4,977,560+248,878}]$
								+10,800,000+540,000= 79,566,438
							その他売上高	14, 100, 250 + 705, 012 = 14, 805, 262
							雑収入	$139,800+6,990+\underline{1,267,200+63,360} = 1,477,350$
								2 611, 008, 142 円
							611, 008, $142 \times \frac{100}{100}$	$\frac{10}{5} = 581,912,516 \ \text{円} \rightarrow 581,912,000 \ \text{円} (千円未満切捨)$

# Ⅱ 課税標準額に対する消費税額の計算(続き)

区 分	金 額	計 算 過 程
課税標準額に対する	23, 276, 480 円	〔課税標準額に対する消費税額の計算〕
消費税額		581, 912, 000×4%=23, 276, 480円

## Ⅲ 仕入れに係る消費税額の計算等

□ 仕入れに係る消費	金額	計算過程	
	2     581,812,267円       1,120,831,849円	〔課税売上割合の計算〕	
課税売上割合	1, 120, 831, 849円		
ļ		(1) 課税売上額	
ļ		① 国内売上げ 581,912,516円	
		② ①の返還等対価の額	
		100, 250+5, 012=105, 262 円	
		$105,262 \times \frac{100}{105} = 100,249$ 円	
		③ ①-②=581,812,267円	
		(2) 非課税売上額	
ļ		不動産販売収入	
ļ		$90,800,000+395,069,980+\underline{1,007,835}$ $\boxed{2}$ = $486,877,815$	
ļ		不動産賃貸収入 51,360,000	
ļ		受取利息 49,414+9,265+3,088= 61,767	2
ļ		雑収入 720,000	
ļ		539, 019, 582 円	
ļ		(3) 課税売上割合	
ļ		$\frac{(1)}{(1)+(2)} = \frac{581,812,267}{1,120,831,849} = 0.5190 \dots < 95\%$	
		: あん分計算必	要
控除対象仕入税額		〔課税仕入れ等の税額の合計額の計算〕	
ļ		(1) 課税売上げにのみ要するもの	
ļ		① 課税仕入れに係る税額	
ļ		建物仕入高	
		415, 191, 961 + 20, 759, 598 - (13, 000, 000 + 650, 000)	
ļ		+23,100,000 = 445,401,559	2
		その他仕入高 8,831,414+441,570= 9,272,984	
		福利厚生費 2,633,033+131,651= 2,764,684	2
		457, 439, 227 円	
		$457, 439, 227 \times \frac{4}{105} = 17, 426, 256$ 円	
ļ		② ①の返還等対価の額に係る税額	
ļ		282,732+14,136=296,868 円	
		$296,868 \times \frac{4}{105} = 11,309$ 円 $\boxed{2}$	
i i		100	
		1 (2) 共通に要するも()	
		(2) 共通に要するもの <ul><li>① 課税仕入れに係る税額</li></ul>	
		① 課税仕入れに係る税額	
		<ul><li>① 課税仕入れに係る税額</li><li>土地造成費 43,908,986+2,195,449= 46,104,435</li></ul>	2
		<ul><li>① 課税仕入れに係る税額</li><li>土地造成費 43,908,986+2,195,449= 46,104,435</li><li>労働者派遣料 6,639,520</li></ul>	2
		<ul><li>① 課税仕入れに係る税額</li><li>土地造成費 43,908,986+2,195,449= 46,104,435</li></ul>	2

# Copyright® Daiei Kyoiku System. All rights reserved **大**業税理**士学**院

# Ⅲ 仕入れに係る消費税額の計算等(続き)

区 分	金額		計 算 過 程		
		交際費	47, 250+523, 200-19, 200		
			+1,215,519+60,775=	1, 827, 544	
		賃借料	3,600,000+180,000=	3, 780, 000	2
		修繕費	8, 500, 000 + 425, 000 + 199, 530		
			+9,226-15,000=	9, 118, 756	
		水道光熱費	15, 178, 259+758, 913=	15, 937, 172	
		支払手数料	6, 613, 932 + 330, 696		
			+2,283,700+25,000-1,783,700		
			+1,155,610+57,748=	8, 682, 986	
		諸会費 24,000	0+1,200+133,000+6,650+10,000=	174, 850	2
		その他の販売費	及び一般管理費		
			23,082,589+1,154,129=	24, 236, 718	
		損害賠償金		26, 953, 404	2
		リゾート建物	9,500,000+475,000=	9, 975, 000	2
		会員権	7,350,000+367,500=	7, 717, 500	
			_	167, 844, 589	9
		$167,844,589 \times \frac{4}{105}$	=6,394,079円		
		② ①の返還等対価(	の額に係る税額		
		2, 213, 050+110,	652=2,323,702 円		
		$2,323,702 \times \frac{4}{105}$	=88,521 円		
		(3) 非課税売上げにのる	み要するもの		
		① 課税仕入れ等			
		土地造成費	4,600,000+230,000=4,830,000		
		支払手数料 7	761,600+10,000-561,600=210,000		
			5, 040, 000	円	
		② ②の返還等対価(	の額 64,286+3,214=67,500円		
		(4) 課税仕入れ等の税額	額の合計額		
		(457, 439, 227 + 16)	$67,844,589+5,040,000) \times \frac{4}{105} = 24,01$	2,335 円	
		(5) 仕入れに係る対価(	の返還等に係る消費税額の合計額		
			702+67,500) $\times \frac{4}{105} = 102,402 \ \text{P}$		

# Ⅲ 仕入れに係る消費税額の計算等(続き)

Ⅲ 仕入れに係る消費税額の計算等(続き) 区 分 金 額	計算過程
区 分 金 額	司 昇 旭 住 [調整対象固定資産に係る控除税額の調整の計算]
	(1) 調整対象固定資産の判定
	事務機 $(2,592,000+129,600)$ $\times \frac{100}{105} = 2,592,000$ 円 $\geq 1,000,000$ 円
	: 調整対象固定資産に該当 (判定2)
	(注1) マンション、リゾート建物、電気設備等(マンション)及び
	エアコン(マンション)は、当課税期間が第三年度の課税期間と
	ならないため調整不要
	(注2) テナントビル、電気設備等 (テナントビル) 及びエアコン (テナ
	ントビル)は、課税仕入れの課税期間において、比例配分法により
	処理がされていないため調整不要
	(注3) 広告用看板は、課税仕入れの課税期間が免税事業者のため調整
	不要
	(2) 著しい変動の判定
	① 課税仕入れ等の課税期間の課税売上割合
	⑦ 分 子 (188, 334, 444-55, 941, 234) $\times \frac{100}{105} = 126,088,771$ 円
	⑤ 分 母 126,088,771+55,941,234=182,030,005円
	② 課税売上割合 $\frac{\bigcirc}{\bigcirc} = \frac{126,088,771}{182,030,005} = 0.6926\cdots$
	② 通算課税売上割合
	② 分 子
	126, 088, 771+ (45, 949, 675-18, 480, 000) $\times \frac{100}{105}$
	+ $(305, 708, 147 - 147, 383, 927) \times \frac{100}{105} + 581, 812, 267 = 884, 847, 604 \ \square$
	回 分 母
	884, 847, 604+55, 941, 234+18, 480, 000+147, 383, 927+539, 019, 582
	=1,645,672,347 円  ② 通算課税売上割合  ② = 884,847,604
	③ 著しい変動の判定
	$\frac{0.6926\cdots - 0.5376\cdots}{0.6926} < 50\%$
	0.6926 0.5376… ≧ 5% ∴ 著しい変動に該当しないため
	調整不要(判定②)
	〔控除対象仕入税額の計算〕
	(1) 個別対応方式
	$17,426,256-11,309+6,394,079 \times \frac{581,812,267}{1,120,831,849} -88,521 \times \frac{581,812,267}{1,120,831,849}$
	=20, 688, 097 円
	(2) 一括比例配分方式
	24, 012, $335 \times \frac{581, 812, 267}{1, 120, 831, 849} -102, 402 \times \frac{581, 812, 267}{1, 120, 831, 849} =12, 411, 400 \ \Box$
	(3) 比 較
	20, 688, 097 円 > 12, 411, 400 円 個別対応方式有利 20, 688, 097 円

# Ⅲ 仕入れに係る消費税額の計算等(続き)

区 分	金	<b>額</b>	計算過程
売上げの返還等対	2	4,009円	〔売上返還等対価に係る税額の計算〕
価に係る税額			$105, 262 \times \frac{4}{105} = 4,009$ 円
貸倒れに係る税額	2	1,585円	〔貸倒れに係る税額の計算〕
			$(39,639+1,981)$ × $\frac{4}{105}$ =1,585 円
控除税額小計		20, 693, 691 円	〔控除税額小計の計算〕
			20,688,097+4,009+1,585=20,693,691 円

# Ⅳ 差引税額の計算

	区	分			金	額	計 算 過 程
差	引	税	額	2	2,	582,700 円	〔差引税額又は控除不足還付税額の計算〕
							23, 276, 480−20, 693, 691=2, 582, 789 円 → 2, 582, 700 円(百円未満切捨)

# V 中間納付税額の計算

区 分	金額	計 算 過 程
中間納付税額	2 1,819,900円	[中間納付税額の計算]
		(1) 1月中間申告
		$3,600,000 \times \frac{1}{12} + \frac{400,000}{4} \times \frac{4}{12} = 333,333$ 円 $\leq 4,00,000$ 円
		∴ 1月中間申告義務なし
		(2) 3月中間申告
		$3,600,000 \times \frac{1}{12} + \frac{400,000}{4} \times \frac{4}{12} \times 3 = 999,999$ 円 ≤ 1,00,000 円
		: 3月中間申告義務なし
		(3) 6月中間申告
		$3,600,000 \times \frac{1}{12} + \frac{120,000}{12} \times \frac{4}{12} \times 6 = 1,819,999 円 > 240,000 円$
		∴ 6月中間申告義務あり
		(4) 中間納付税額
		1,819,900 円(百円未満切捨)

# VI 納付税額の計算

	区	分		金額	計 算 過 程
納	付	税	額	762, 800 円	〔納付税額の計算〕
					2,582,700-1,819,900=762,800円

# 大栄殺理士学院

#### [アドバイス]

## 第二問

#### 1. 納税義務の有無の判定

(1) 基準期間がない法人の納税義務の有無の判定(法12の2)

その事業年度の基準期間がない法人のうちその事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上である法人は、その基準期間がない事業年度における課税資産の譲渡等については、小規模事業者に係る納税義務の免除の規定は、適用しない。

(2) 法人成りにより新たに設立された法人(基通1-4-6(注))

個人事業者のいわゆる法人成りにより新たに設立された法人であっても、その個人事業者の基準期間における課税売上高は、その法人の基準期間における課税売上高とはならない。

本間では、個人事業者の時の課税売上高が資料として与えられていないため、基準期間の課税売上高の計算に当たって影響はなかったと思われる。

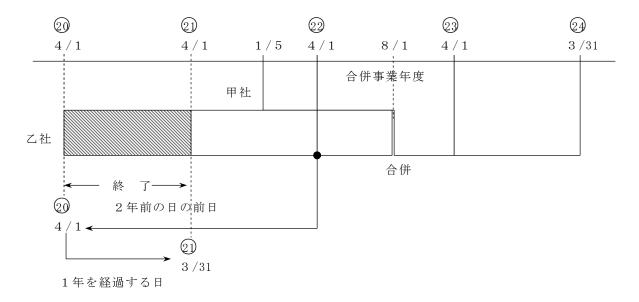
- (3) 合併があった場合の納税義務の免除の特例
  - ① 合併事業年度(法11①、令22①)

合併法人の(合併事業年度の)基準期間における課税売上高 ≦ 1,000万円

被合併法人の(合併法人のその合 併事業年度の)基準期間に対応す る期間(注)における課税売上高 分子の期間の月数 ×12 > 1,000 万円

納税義務あり (合併法人の合併日~ 合併事業年度終了日)

(注) 合併法人の合併があった日の属する事業年度開始の日の2年前の日の前日から同日以後 1年を経過する日までの間に終了した被合併法人の各事業年度

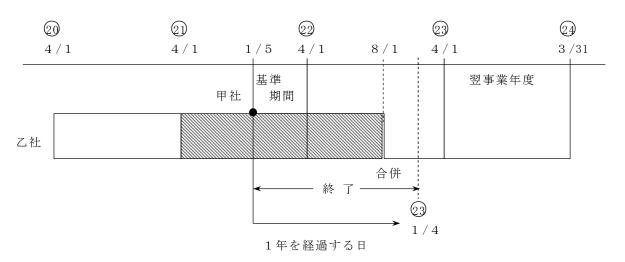


: 被合併法人の基準期間に対応する期間…平成20年4月1日~平成21年3月31日

② 翌事業年度: 2年目(法11②、令22②本文)

合併法人の基準期間における課税売上高 ≦ 1,000万円

(注) 合併法人のその事業年度の基準期間の初日から同日以後1年を経過する日までの間に ・・ 終了した被合併法人の各事業年度



## 2. 固定資産税の未経過分の精算金 (基通 10-1-6)

固定資産税の課税の対象となる資産の譲渡に伴い、その資産に対して課された固定資産税等について 譲渡の時において未経過分がある場合で、その未経過分に相当する金額をその資産の譲渡について収受 する金額とは別に収受している場合であっても、その未経過分に相当する金額はその資産の譲渡の金額 に含まれる。

従って、本問の土地に係る固定資産税の未経過分の精算金として受け取った金額は、土地の譲渡対価 に含めることとなる。

## 3. 仲介手数料収入(基通6-1-6)

土地又は土地の上に存する権利の譲渡又は貸付けに係る対価は非課税であるが、土地等の譲渡又は貸付けに係る仲介料を対価とする役務の提供は、課税資産の譲渡等に該当する。

#### 4. 課税仕入れを行った日の意義 (基通 11-3-1)

法第30条第1項第1号に規定する「課税仕入れを行った日」とは、課税仕入れに該当することとされる資産の譲受け若しくは借受けをした日又は役務の提供を受けた日をいう。

従って、本問の建物仕入高は、建物の引渡しを受けたものを課税仕入れとして計上することとなる。

#### 5. 労働者派遣料(基通5-5-11)

労働者の派遣を行った事業者がその他の者から収受する派遣料等の金銭は、資産の譲渡等の対価に該当する。従って、労働者派遣料を支払う甲社では、その労働者派遣料を課税仕入れとして処理することとなる。

## 6. 違約金及び取消手数料 (基通5-5-2)

予約の取消し、変更等に伴って予約を受けていた事業者が収受するキャンセル料、解約損害金等は、 逸失利益等に対する損害賠償金であり、資産の譲渡等の対価に該当しないが、解約手数料、取消手数料 又は払戻手数料等を対価とする役務の提供のように、資産の譲渡等に係る契約等の解約又は取消し等の 請求に応じ、対価を得て行われる役務の提供は、資産の譲渡等に該当する。

#### 7. 国内出張に係る旅費及び日当等 (基通 11-2-1)

使用人等が勤務する場所を離れてその職務を遂行するため旅行をし、若しくは転任に伴う転居のため の旅行をした場合に、事業者がその使用人等に支給する出張旅費、宿泊費、日当等のうち、その旅行に ついて通常必要であると認められる部分の金額は、課税仕入れに係る支払対価に該当する。

#### 8. 切手の購入費 (基通 11-3-7)

郵便切手類は、購入時においては課税仕入れには該当せず、役務の引換給付を受けた時にその引換給付を受けた事業者の課税仕入れとなるのであるが、郵便切手類を購入した事業者が、その購入した郵便切手類のうち、自ら引換給付を受けるものにつき、継続してその郵便切手類の対価を支払った日の属する課税期間の課税仕入れとしている場合には、これを認める。

#### 9. ゴルフ場利用税 (基通 10-1-11)

課税資産の譲渡等の対価の額には、酒税、たばこ税、揮発油税、石油石炭税、石油ガス税等が含まれるが、軽油引取税、ゴルフ場利用税及び入湯税は、利用者等が納税義務者となっているのであるから対価の額に含まれない。ただし、その税額に相当する金額について明確に区分されていない場合は、対価の額に含むものとする。

本問では、問題文において「領収書等で明確に区分された」とあるため、ゴルフ場利用税の支払いは 課税仕入れに該当しない。

## 10. リース取引

① オペレーティングリース取引

オペレーティングリース取引は、税務上賃貸借取引として取り扱われる。従って、賃借料を支払った課税期間において、その支払った金額を課税仕入れとして処理することとなる。

② ファイナンスリース取引

ファイナンスリース取引は、資産の譲渡(売買)として取り扱われる。従って、リース取引による 課税資産の譲り受けが課税仕入れに該当する場合には、その課税仕入れを行った日は、その資産の引 渡し等を受けた日となり、その課税仕入れについては、その資産の引渡し等を受けた日の属する課税 期間において仕入れに係る消費税額の控除の規定を適用する。

本問では、乙社が平成22年2月にリース資産の引渡しを受けていることから、当課税期間中のリース料の支払いについて消費税の課税関係は生じない。

#### 11. 登録免除税 (基通 10-1-4 (注))

課税資産の譲渡等を受ける者が本来納付すべきものとされている登録免許税について登録免許税として受け取ったことが明らかな場合は、その受け取った金額は単なる預り金であることから課税資産の譲渡等の金額に含まない。

#### 12. 受取利息 (基通 10-1-13)

事業者が課税資産の譲渡等に際して収受する金額が、源泉所得税に相当する金額を控除した残額である場合であっても、源泉徴収前の金額によって消費税の課税関係を判定する。従って、控除された国税及び地方税を加算する。

## 13. 損害賠償金

分譲住宅等について補修等を行い建築会社に支払った場合には、その支払った補修等の費用については課税仕入れに該当し、仕入税額控除の対象となります(基通 11-2-10)。

なお、その費用について保険金を受け入れた場合には、その受入れ保険金については課税関係は生じない(基通5-2-4)。

## 14. 前課税期間中に合併があった場合の中間申告

# ① 1月中間申告(法42②一)

	<u>合併法人の確定消費税額</u> 分子の期間の月数 +
計算方法	<u>被合併法人の確定消費税額</u> × <u>E</u> 分子の期間の月数 × 合併法人の直前の課税期間の月数 > 400 万円
	∴ 1月中間申告義務あり
	E:合併法人のその直前の課税期間開始日から合併日の前日までの期間の月数
合併法人の	合併法人のその直前の課税期間の確定申告書に記載すべき消費税額(差引税
確定消費税額	額)で1月中間申告対象期間に係る確定日までに確定したもの
The the D	1月中間申告対象期間の末日
確 定 日	(注:3月決算法人の4月分と5月分は、確定申告期限である5月31日)
	被合併法人の最終課税期間の確定申告書に記載すべき消費税額(差引税額)で
₩ ^ B	合併法人の1月中間申告対象期間に係る確定日までに確定したもの
被合併法人の	ただし、被合併法人の最終課税期間の月数が3月に満たない場合又は確定した
確定消費税額	ものがない場合には、被合併法人の最終課税期間の直前の課税期間(その月数が
	3月に満たないものを除く。)

## ② 3月中間申告(法42⑤)

(中間申告書を提出すべき1月中間申告対象期間を含む場合を除く。)

	合併法人の確定消費税額 分子の期間の月数 × 3 +
計 算 方 法	被合併法人の確定消費税額 分子の期間の月数     と     E       分子の期間の月数     < 合併法人の直前の課税期間の月数
	∴ 3月中間申告義務あり
	E:合併法人のその直前の課税期間開始日から合併日の前日までの期間の月数
合併法人の	合併法人のその直前の課税期間の確定申告書に記載すべき消費税額(差引税額)
確定消費税額	で3月中間申告対象期間の末日までに確定したもの
	被合併法人の最終課税期間の確定申告書に記載すべき消費税額(差引税額)で合
ht A A4 34 1 0	併法人の3月中間申告対象期間の末日までに確定したもの
被合併法人の確定消費税額	ただし、被合併法人の最終課税期間の月数が3月に満たない場合又は確定したも
推 化 们 負 忧 額	のがない場合には、被合併法人の最終課税期間の直前の課税期間(その月数が3月
	に満たないものを除く。)

## ③ 6月中間申告(法42⑦)

(中間申告書を提出すべき1月、3月中間申告対象期間を含む場合を除く。)

計 算 方 法	合併法人の確定消費税額 分子の期間の月数 × 6 +
	被合併法人の確定消費税額 分子の期間の月数EE公分子の期間の月数×6> 24 万円
	∴ 6月中間申告義務あり
	E:合併法人のその直前の課税期間開始日から合併日の前日までの期間の月数
合併法人の	合併法人のその直前の課税期間の確定申告書に記載すべき消費税額(差引税額)
確定消費税額	で 6 月中間申告対象期間の末日までに確定したもの
被合併法人の確定消費税額	被合併法人の最終課税期間の確定申告書に記載すべき消費税額(差引税額)で合
	併法人の6月中間申告対象期間の末日までに確定したもの
	ただし、被合併法人の最終課税期間の月数が6月に満たない場合又は確定したも
	のがない場合には、被合併法人の最終課税期間の直前の課税期間(その月数が6月
	に満たないものを除く。)

# 合格ライン

第一問 27~34 点 第二問 34~40 点 合計 61~74 点